○東京都市大学情報基盤センターSC運営委員会規程

平成23年６月20日
制定
改正　平成24年３月14日
平成25年６月13日
平成26年６月４日
令和４年５月20日
令和５年10月27日

（設置）

第１条　東京都市大学情報基盤センター規程第９条に基づき、情報基盤センターSCの運営を円滑に行うため運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成員）

第２条　委員会の構成員は、以下の通りとする。

(1)　委員長は、情報基盤センター副所長（世田谷キャンパス）があたる。

(2)　情報基盤センター運営会議構成員の世田谷キャンパス所属教員

(3)　共通教育部より３名。ただし、(2)の構成員が兼ねることができる。

(4)　各学科より１名。ただし、(2)の構成員が兼ねることができる。

(5)　総合研究所１名

(6)　原子力研究所１名

(7)　事務局若干名

(8)　その他委員長が必要と認めた者

（任期）

第３条　前条第１項第２号から第８号までの構成員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第４条　委員長は委員会を招集し、その議長となる。

２　委員長は、構成員の３分の１以上から委員会の招集を請求された場合は、これを招集しなければならない。

３　委員会を開くには、構成員の過半数の出席を必要とする。

４　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

５　委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（所管部署）

第５条　この規程の所管部署は、施設部情報インフラ課とし、委員会の事務を取り扱う。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、委員会の議を経て、情報基盤センター副所長（世田谷キャンパス）が行う。

付　則（令和５年10月27日）

この規程は、令和５年10月１日から適用する。